

質 問 項 目	質 問 要 旨	要求答弁者
<p>2 歴史まちづくり法の活用にむけた「歴史文化基本構想」の策定について</p>	<p>平成 20 年に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」が制定されました。</p> <p>歴史まちづくり法では、この法律に基づき策定された歴史的風致維持向上計画の認定により、計画期間中その計画で定めた重点区域内で行う歴史的風致の維持及び向上を目指す様々な取り組みに対し、国の支援措置を受けることができます。</p> <p>言い換えれば、歴史まちづくり法の支援事業を利用するには、その行政区内に重点区域の核となる①重要文化財、②重要有形民俗文化財、③史跡名勝天然記念物として指定された建造物か、④重要伝統的建造物群保存地区の選定等を受けた伝統的建造物群が存在している必要があるということです。</p> <p>全国的には、既に 50 を超える自治体はその計画の認定を受けており、新潟県内では唯一昨年（平成 28 年）村上市が認定されていますが、新発田市には、新発田城表門や旧新発田藩足輕長屋などの重要文化財建造物が存在するため、城下町の面影を残す町並みの保全と活用にあたっては、その認定も視野に入れた取り組みが必要だと感じています。</p> <p>しかしながら、仮に現状のままで歴史まちづくり法による認定が受けられたとしても、定められた計画期間中に短時間で事業を実施するやり方では、折角のまちづくり計画を住民に定着させることはできません。</p> <p>そういった観点から、歴史的風致維持向上計画の策定にあたっては、あらかじめ文化財の保存・活用方針等を含む「歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえたものとするよう努めることが望ましいとされています。</p> <p>文化庁の「歴史文化基本構想」策定ハンドブックでは、「歴史文化基本構想とは、長期的な視点に立って、地方公共団体の文化財保護施策の方針として策定された「文化財保護のマスタープラン」です。」と解説されています。</p> <p>そのため、歴史文化基本構想は、「地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想」と定義され、「歴史文化基本構想に基づいた地域づくりの一層の推進を図るためには、地域の人々が自発的かつ主体的に文化財の保存・活用及びそれらを活かした地域づくりに参画することが重要である。」とも述べています。</p> <p>このように、歴史文化基本構想の策定に取り組むことは、歴史まちづくり法による歴史的風致維持向上計画の重点区域になり得る「新発田城を中心とした城下町」のみならず、それぞれ固有の歴史と文化を有する各地区の文化財の保存・活用の推進や文化遺産を活かした魅力ある地域づくりにも繋がっていくものと期待できます。</p> <p>また、文化庁では地方公共団体が歴史文化基本構想を策定する事業に必要な経費の支援も行っているようです。</p> <p>これらを踏まえると、市長が掲げる将来都市像「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」の実現に向けて、文化財を所管する教育委員会を中心に関係各課が連携し、歴史文化基本構想の策定に取り組むべきと考えますが、如何でしょうか。</p> <p>当市において、この事業はとても有益な事業であるとの認識から、今後の取組に期待を込めて、市長および教育長の考えを伺います。</p>	<p>市長 教育長</p>